

## 静岡市上下水道事業経営協議会運営要領

この要領は、静岡市附属機関設置条例（平成 30 年 4 月 1 日施行。以下「条例」という。）に基づく静岡市上下水道事業経営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第 1 開催

協議会は年 4 回程度開催する。ただし、静岡市公営企業管理者（以下「管理者」という。）の要請により、会長は臨時に協議会を招集することができる。

### 第 2 議題等

#### 1 政策、施策及び事務事業の進行管理

政策、施策及び事務事業の進捗状況等について説明を受け、意見を述べる。

#### 2 予算及び決算の概要

経営企画課及び下水道総務課から、会議開催の日が属する年度の予算、又は前年度の決算について報告を受け、意見を述べる。

#### 3 料金改定

水道料金又は下水道使用料の改定案について説明受け、意見を述べる。

#### 4 計画の策定及び改定

各種計画の新規策定案、又は既存計画の改定案に関し説明受け、意見を述べる。

#### 5 その他

必要に応じて、管理者から審議依頼を受けた事項について意見を述べる。

### 第 3 活動報告書及び意見書の作成

協議会は、任期終了までに、速やかに任期中の活動について報告書を作成し、管理者へ提出しなければならない。

管理者が要求した場合、又は会長が必要と判断した場合は意見書を作成し、管理者へ提出しなければならない。

提出された活動報告書又は意見書は、速やかに公表する。

### 第 4 施行期日

この要領は、平成 23 年 6 月 9 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。